旅行業務取扱料金表

商号：（株）陸前高田アメイジングトリップ・ビューロー

（この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面の一部となります。）
毎度当社をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当社では、お客様との旅行の契約または、ご旅行の相談に際しまして、下記の取扱料金を申し受けます。
尚、この旅行業務取扱料金は、国土交通省令で定められた基準に従って定めたものでございます。さらにお客様へのサービス向上に努力してまいりますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

＜国内旅行＞

区分	料金
〔1〕取扱料金	
ア.宿泊機関と運送機関・観光券・航空券等の複合手配の場合	旅行費用総額の３％　※宿泊機関等１件1手配につき550円、運送機関等１件1手配につき550円、観光券等1件1手配につき550円、航空券予約・発券1名様1区間につき1,100円の合算額を下限とします。
イ.宿泊機関等を単一に手配する場合	宿泊機関等1件1手配につき1,100円
ウ.運送機関等を単一に手配する場合	運送機関等1件1手配につき1,100円
エ.観光券等を単一に手配する場合	観光券等1件1手配につき1,100円
オ.航空券等を単一に手配する場合	1名様1区間につき1,100円
カ.TDR・USJ入場券を手配する場合	1件1手配につき1,100円
キ.TDRギフト券でTDR入場券を手配する場合	1件1手配につき550円
〔2〕変更手続料金	宿泊機関等1件1手配につき550円、運送機関等1件1手配につき550円
〔3〕取消手続料金	観光券等1件1手配につき550円、航空券1人1区間につき1,100円
〔4〕相談料金	
①お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金　30分：2,200円（以降30分毎に2,200円）
②旅行日程表の作成	日程表1件につき2,200円
③旅行代金見積書の作成	見積書1件につき2,200円
④旅行地又は運送・宿泊機関に関する情報提供	資料（A4版）1枚につき1,100円
⑤お客様の依頼による出張相談	上記①から④までの5,500円増
〔5〕通信連絡料金	お客様のご依頼により緊急に現地手配・取消・変更のために通信連絡を行った場合　1件につき550円

（注）：
1．上記の各料金には消費税が含まれています。
2．「旅行費用」とは運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関に対して支払う費用をいいます。
3．上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。
4．上記料金は、旅行を中止する場合でも払い戻ししません。
5．上記〔１〕：旅行契約成立後、お客様のお申し出により、旅行を中止される場合でも、取扱料金を収受いたします。
6．上記〔１〕：「手配」とは、予約を伴わない発券のみも含みます。
7．上記〔１〕：同一施設に連泊の場合は１件１手配として扱います。
8．上記〔１〕：「運送機関等を手配する」とは、JRを除く私鉄・バス・フェリー等の手配をすることをいいます。
9．上記〔１〕：「観光券等を手配する」とは、入場券・食事券・社寺券等の手配をすることをいいます。同一施設の手配は、人数に関わらず１件１手配として扱います。
10．上記〔２〕〔３〕：手配着手後の変更、取消により申し受けます。変更の場合は、変更の都度申し受けます。
11．上記〔２〕〔３〕：上記〔１〕取扱料金は、別途収受いたします。
12．上記〔２〕〔３〕：宿泊・運送機関等に対し、取消料・宿泊料・違約金その他の名目ですでに支払いまたは、これから支払う費用は別途申し受けます。
13．上記〔５〕：夜10時から午前5時までの間、または日曜、祝祭日、年末年始等に行う場合は、5,500円増しになります。

2026/9/30